

Def Doo #2758
D

Exh No

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者

松

井

石

根

自分僱我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上テノ如ク供述シマス

みならず、予は青壯年時代より生涯を一貫して日支兩國の親善提携、
亞細西の復興に心血を盡さんとし、國軍在職中の職務の大部分も亦之に應ずる
ものなりき。

昭和十二年上海事件勃發し上海派遣軍の急派となり、備後在郷中の予
が其の司令官に擢用せられしは全く予の右經歷に因るものなることは

當時の陸相よりも親しく話されるところなり。
蓋し當時に於ける我が政府の對支政策は速かに事件の局地的解決を遂
くるにあり、彼我の武力的抗爭を擴大せざることを主眼となしたれば

なり。

抑も日支兩國の國争は所謂「亞細亞の一家」内に於ける兄弟喧嘩にし
て日本が當時武力に依つて支那に於ける日本人の救援、危機に陥れる
利益を擁護するは眞に已むを得ざる防衛的方便たるは論を俟たず恰も
一家内の兄が忍ひに忍ひ抜いても猶且つ亂暴を止めざる弟を打擲する
に均しく其の之を惡むが爲にありす可愛さ余つての反省を促す手段た
るべきことは予は年來の信念にして此度の上海派兵の任に就くに當り
ては殊に此信念に基き日支紛争の解決に盡さんことを冀ひ、此の派兵
をして長く日支兩國間に相互怨根の因たらしめず却つて爾後の親善提
携の基を成さんことを欲し部下將校に對して特に此の精神を一兵に至

るまで徹底せしむることを要請し出兵に際し次の如く訓示したり。

(一) 上海附近の戦闘は専ら我に挑戦する敵軍の裁定を旨とし支那官民

に對しては努めて之を宣撫保護すること。

(二) 列國居留民及軍隊に暴を及ぼさるることに注意し、列國官憲及其の

軍隊と密に連絡し誤傷なきを期すること。

三 上海附近の戦闘状況

上海派遣軍は八月二十二日より遂次揚子江口馬鞍群島に到着せしが折しも上海に於ける我軍民の危險日に迫れりとの報に因り急ぎ八月二十四日未明より其の到着せる部隊を遂次に吳淞及其の上流揚子江岸に上陸せしめ所在支那軍を驅逐して我海軍との連絡を得るに努めたりしが情勢によれば當時既に上海及其の四方揚子江岸に陸軍を求めたる支那軍の兵力は約十萬に達し居り我が上陸部隊を求めて到る處猛烈なる攻撃を實行し來り我が軍は多大の犠牲を冒して苦戦十數日に亘り漸く江岸に其の根據地を占據することを得たりしが支那軍の反撃は日を送るに熾烈を極め漸次に南京、杭州方面より其の兵力を増強し其の數三四十個師團の多きに至り我軍も漸次之に應じて兵力を増強し更に十一月五日柳川中將の率ゆる第十軍(三管師團餘)を浙江省岸に上陸せしめて上海派遣軍に協力せしめられたり。斯くて上海派遣軍は惡戦苦

閏二月月後にして、十月末より十一月始めに當り辛ふじて上海附近の支那軍を驅逐して同市附近を占據し以つて居留民の安全を保障することを待たり。

以上の戦況に於て特に吾等の注意を喚起せる事項左の如し。

上海附近支那軍の近日敵愾心頗る旺盛にして、蔣介石親率將兵の如きは勇敢に終始反撃を行ひたり。

其の地の難攻も督軍隊に依りて其の敗退を阻止されたる無頑強に抵抗し其の退去は極めて混亂の狀を呈したり。又支那軍は退却に際しては所謂「焚燒術」を採り所在の重要交通機關及建築物の破壊燒却を行はしめたるのみならず一部の將兵は所謂便衣隊となり軍服を脱ぎ平衣を纏ふて我軍の背後を脅すもの多からず附近人民も亦我軍の進軍を切斷し、或は烽火を上くる等直接間接に支那軍の戦局に協力し我軍に許多の危険を與へたり。又同地附近に駐屯せる英、米、佛諸國の居留民も亦支那軍に同情して我多の支援を與へ我軍の行軍に故意に妨害を加へたる事實少からざりしを認めたり。

尙中士一帯の支那軍民と我軍將兵相互の感情が前述支那側の態度と久しきに亘る悪感苦悶とに因り著く疎隔し彼我の憤慨心を昂上せしめたるを痛感しり。

其の問予は屢々部下將兵に對し支那良民の保護愛撫と外國權益の尊重を命じたり、その結果の一例として南市附近の戦國に於ては予の命令通り南市に被害を蒙らしめずして戦國を終了したり。

四、中支野軍の編成並に南京攻撃に決したる事情

同年十一月五日第十軍の杭州灣上陸直後従來の上陸派遣軍と第十軍を併せて中支那方面軍編成せらる。予は其の軍司令官に任命され一時上海派遣軍司令官を兼務したり。中支那方面軍司令官の任務は、上海派遣軍司令部と、第十軍司令部との上にある。兩軍の指揮統一を計るにありたるが、其の意は僅かに參謀七名を過ぎりしを以つて、軍に兩軍司令部に對して作戦を指導するに止まり、直接に軍の全般の經理、衛生等を司する職務を有せざりき。然に予が上海派遣軍司令官の兼務を任ぜられたる同年十二月七日以後に於ては、予の現地將兵に對する指揮監督系統は全然破壊となりたり。

中支那方面軍は上述の如く編成せられたる後、浙江方面の蘇州、嘉興、杭州、寧波、紹興、揚州、常熟附近に亘る線を占據し、上海附近の治安維持に努めたり。

然るに南京を根據地とする支那軍は北支那方面軍の侵襲を畏れ、規模なる戦闘に呼應して江蘇、浙江方面に於ても日本に對する攻襲的作戦を準備し各地より大兵を集結しつゝ、ありて、結局南京附近の根據地を占據するに非ざれば中支那一帯の治安を維持し我が權益を保持すること能はざる状態に陥つたるを以つて日本國は、江南方面全般の安寧

を恢復する爲遂に南京を攻略することに決し、十二月一日大本營より中支那方面に對して「中支那方面軍は海軍と協力して南京を攻略すべし」との命令ありたり。

茲に於て、軍は幾多の困難なる事情を冒して、急遽南京城の攻略作戰を進展することとなりたり。

五、南京占領に際し執りたる處置並に所謂南京掠奪暴行事件

予は南京攻略に際し、努めて一般の民間被害を局限せんと欲せる我政府の進取の方針に基き且つ予個人の多年抱負せる日支提携共榮の信念に依り出來る限り本職を以て全面的國民争闘に陥らしめざる爲細心の注意を拂ひたり。蓋し上海附近戦場の無敵は予をして一層此の必要を痛感せしめたること前述の如し。

當時予が常に我軍將兵の軍紀風紀の肅正其他右目的を達する爲め執りたる諸般の處置に行きては幾に誇人中山學人が詳細に誇言したるを以て再び茲に贅せず。

予の南京占領に對する周到なる配慮に依らず占領當時の恣愆たる狀勢に於ける興奮せる一部若年將兵の間に忌むべき暴行を行ひたる者ありたるならむ。これ予の甚だ遺憾とせるところなり。

因に東京陷落當時予は東京を去る時日四十哩の藤州に於て病臥中にて、
 予の命令に拘らず之等非行の行爲れたることとに就き之れを知らず又河
 等の報告に接せず十七日東京入城後初めて憲兵隊長より之れを聞き各
 部隊に命じて即時連絡なる調査と處罰を爲さしめたり、但し戦時に於
 ける支那兵及一部不 民衆が、戦亂に乗じて常習的に、暴行奪 行
 ふことは、周知の事實にして言ふ陷落當時に於ける暴行奪 等も支
 那軍民の冒せるものも亦少からざりしなり。之れを全日本軍將兵の
 責任に歸せんとするは事實を ゆるものなり。
 予は十二月十七日東京入城式、翌十八日同飛行場にて爲めて安靜裡に
 慰問等を行ひ更に十九日將兵十數名を呼び東京市内各地を巡視したる
 が火災は爲に止み市内平穩にして遊民も漸次其の家宅に歸來しつつ、
 あるを見たり、同當時僅かに約二十名の遺棄せる支那兵の戦死骸骨を
 見たるのみにて市内の秩序は漸次復しつゝ、あるを認めたり。
 但し市京域内の水道、電燈、設備又軍需なる官公造築物が日本軍入城
 前より電により破壊せられたりたるは事實なるも火災は割合に少く障
 害するに予は東京陷落後昭和十三年（一九三八年）二月迄上海に在任
 せるが其間昭和十二年十二月下旬東京に於て只若干の不法事件ありを

りとの事を通知したるのみにて同等の事案に就き公的報告を受けたる事無く嘗て其任に於て軍事上の主張するが如き大規模なる虐殺暴行事件に關しては一九四五年終戦後東京に於ける米軍の放送により初めて之を知したるものなることを茲に言明す。

予は右放送を聞きたる後我軍の南京占領後の行動に對して調査を試みたることも嘗ての責任者は既に死亡し又は外國に於て抑留還歸せられ諸新聞は悉く詳細せられたる爲十三時の過去に於て當時の真相を仔細に吟味調査せんとすを得ざれども予は南京攻陥戦時に際し支那軍民が爆薬、焼夷火等により多数死傷したることは有りしならむも該事案の主眼する如き計画的又は機動的に虐殺を行はる事案として言はざらざ。

日本軍幹部が之を命じ又は之を承認したりと謂ふ如きは甚だしく事實をゆゑるものなり。

要するに予は中文の方面を司令官として當時の情勢に就き予の職務の範囲内限りて於て斯かる不詳事の發生を察知する手段を講じ又虐殺等の被罰及賠償等の善後措置に當る努力を盡したること勿論なれども或時空の限に於て（特に予は南京占領當時蘇州に滞居し居りたること、

南京滞在儘かに五日にして南京を去りたること及爾迄の中支那方面を
司令官として現地將兵に對する直接指揮監督の權限を有せざりしこと
等に依り一完全なる結果を導ること能はざりしは遺憾とせるところな
り。

六 南京占領後執りたる行動

予は十二月十七日南京入城後滞在五日にして十二月廿日には浙江方面軍作戦指導の必要上水路上海に向ひ南京を去り爾後上海に止まりたるが、該地の支那要人との間に一般地方の治安維持及人民救済につき交渉を行ひたる外、同地の英、米海軍提督其他の列國文武官と連絡し戦闘中發生せる事件に對する善後措置を講ずる等只管戦後の處理に没頭したり。

遂し中支那方面軍は南京占領を終り予が上海に歸還したる後は中央よりの命令により南京以東江南全般地區殊に上海附近の確保に専念したればなり。

因に予は上海歸還後南京に於ける暴行事件の噂を聞き特に昭和十二年十二月下旬部下參謀を南京に派遣して專ら南京滞在將兵に戒告を發し事件の嚴重なる調査と違反者の處罰勅行を命じたりしも予の離任迄特別重要なる報告に接せざりき。

予は上述占領地の治安維持の外蔣介石政府との間に全般的平和運動交渉の必要を認め、上海附近の支那要人の盡力を促すと共に特に人を福州、廣東に派遣して陳毅及宋子文氏等と連絡せしめたるが二月下旬中支那方面軍の編成改革と共に軍司令官の職を免ぜられ歸朝するに至れるを以て遂に上述の目的を續行する機会を逸したるは今尙遺憾とする

所なり。

昭四年伯林に於て駐在武官の會同ありたる事實

予は昭和三年十二月參謀本部第二部長を免ぜられたる機會に於て歐亞諸國漫遊を思立ち昭和四年一月佛領印度支那、暹羅、英領馬來、印度諸國より歐米諸國に視察旅行を試みたりしが恰も昭和四年四月予が伯林通過の際歐洲各國駐在武官が予の來着を機會として懇親の目的を以て同地に會同せる事ありしが同會同は何等公式且特殊の目的を有する會同に非ず。

伯林駐在武官大村有隣少將が司會し懇親會を開催せられたるものなり予が會同を招集し主宰したるものに非ず。

又予は當時上述の如く既に參謀本部第二部長の職を免ぜられ單なる一甲將に過ぎず何等大使館附武官の會同を主宰する職權を有せざりしものなり。要するに右は、單なる懇親の爲の會同にして、時局問題につき決議し又は特定の議事々項がありしものにも非ず座談として歐洲狀勢につき夫々の意見開陳せられたるにすぎざるものなり、從つて議事録を作成せず又予は歸朝後上司に報告したる事實もなし。其の席上予は遠來の客として上席に据えられたるに過ぎざるなり。此の點に關する檢察側證據第七三三號の記載内容は予の檢察官に對して爲した陳述の内容とは矛盾し居れり。猶ほ他にも檢察官調書中には誤

と認めらるゝものあり。

八 軍事参議官又は内閣参議就職と政府の對外政策との關係
軍事参議官は主として陸軍部内部の教育訓練の學に關し臨時の使命を
與へらるゝものにして常時特に對外問題に就き容喙すべきものにあら
ず。

又内閣参議は當時内外の政情に鑑み主として形式的諮問機關として制
定せられしものにして事實上何等特權を有せざりしものなり、
右條の次第にて予の兩職在職中對支對亞細亞問題等に付き何等意見を
陳せられたる事無く又自ら此種の意見を具申したる事も無し。

予の設立せる大亞細亞協會の目的及其の活動の模様特に北京に於て泰
徳純氏等と交渉せる亞細亞運動の真相

予は多年歐米人の亞細亞侵略を遺憾とし亞細亞人に依る亞細亞の復興
を祈願せしものなるが滿洲事變以來日支兩國國民の間に感情的疎隔の顯
著なるに鑑み兩國國民が亞細亞の全局に想を致して些々なる感情誤解に
終始することを更めむ事を欲し日支兩國有志者の間に「大亞細亞主義」
運動の發動を促さむ爲昭和八年同志と共に大亞細亞協會を設立したり
此の團體は政治團體にあらず一種の社會的文化研究團體にして其の目
的は幾千年に亘り支那日本に遺統として傳はる王道を擴充し亞細亞の
復興を計り、全亞細亞人の共存共榮を招來し、率いて世界全人類の平

和的發展に貢献せむとするものなり。(辯護側文書第二二三四號)
 同協會の日本人會員の數は二十數餘人に達したるも資力乏しく格別の
 活動を爲し能はざりしが其の詳細は證人として同會幹事より陳述せら
 るべし。

予は昭和十年及十一年の更親しく支那の南北に旅行して支那の舊友の
 間に謀りて本運動の達成に盡力せり。尤も支那には既に前年來孫文前
 大總統に依りて大亞細亞主義の主張せられたる事實あれば支那は支
 那人によりて其の大亞細亞主義を鼓吹すべく吾等の日本に於ける大亞
 細亞主義運動と運繋して協同の目的達成に至りむ事を希望し昭和十年
 秋北京、天津の同志と謀り翌十一年春北支支那有識者間に「中亞細亞
 細亞協會」の設立を見るに至りしものにして當時予は北京市長たりし
 泰德純氏に對して之を勸誘せしは事實なり、然れども泰氏が先日當法
 廷に提出せし口供書の内容は當時の言説と一致せず(辯護側文書第二
 二三四號)又吾等の主張は必ずしも歐米人を亞細亞より驅逐せむとす
 るものに非ず亞細亞人を友とし眞に亞細亞の幸福の爲吾等と協力せむ
 とする歐米人は吾等の良友として相提携し共存共榮を計るべきものな
 る旨主張したることとは當時發表したる予の言論に徴し明なる所なり。

(辯護側文書第二五〇〇號第二五〇一號第二六二八號)

七 大日本興亞同盟及大日本興亞會の目的及活動の狀況

大日本興亞同盟は近衛第一次内閣當時國內に林立せる諸興亞運動團體を併合し恰も設立せられたる大日本興業會の組織監督下にありて政府の對外政策に響應する爲設けられたるものなるが其後内外政策の推移に伴ふ我内閣頻時の交替の爲終始其の組織及行動範圍の變更を餘儀なくせられ僅かに支那及滿洲國の諸文化團體と連絡協力の締結に就きたる外遂に何等具體的の活動に入る能はざりき。予は本同盟成立當初より副總裁又は顧問の職にありたるは大亞細亞協會以來の關係に因るものなり。

大日本興亞會は前述興亞同盟の數次に亘る組織變更の結果昭和十九年小磯内閣當時改組織改名せられたるものにして、其の理想及活動に關しては政府の監督指導を受くべきも、団体真のものは純然たる民間有志の文化運動團體の性格を有するものなりしが太平洋戦争の進展に伴ひ交通の不便、其他國內外諸事情の懸崖に依り殆ど具體的の行動を採るに至らず僅かに機關雜誌發刊、在留亞細亞諸國學生市民の指導等に幾何かの努力を爲したるのみ予は從來の關係上本會の統理に當りたるが間もなく終戦となり何等の貢獻をも爲し得ず空しく解散の已むなきに至れり。

十三、
 ンデーバード號パネー一號其他涉外事項、一九三七年十二月十二日頃第十
 軍の砲兵が英領附近にて英國砲艦を砲撃したりとの報に接し、予は直
 に参謀長に其の調査を命じたる所、其の報告によれば十二月十一日
 頃中國軍は大小の船舶に乗じて揚子江上を退却中にして中には詐りに
 外國國旗を掲揚するものも少からざりしに、より第十軍司令官柳川中將
 は退却兵を乗せたる船舶は之を砲撃すべしと命じたるに依り橋本大佐
 は十二日朝濃霧中揚子江上を中國兵を撃せて航行中の數隻の船舶を認
 め之れを砲撃せられたるに偶々其の中にレヂイバード號ありたりとのこと
 なりき。

依つて直に予は第十軍司令官に英國海軍長官に陳謝することを命じ予
 自身も亦南京より上海に歸りて遲滞なく英國リットン提督を訪ね遺憾
 の意を表したるに同提督は充分予の意を諒し本國政府に對し予の苦衷
 を傳達する旨約したり。
 猶ほパネー一號砲艦は海軍飛行機が誤り行ひたる所にして當時予は
 之れが指揮權を有せず全然關知せざるところなり、然れども日本軍に
 於て發生せる不祥事件なるを以て予は南京より上海歸還後、遲滞なく
 米國海軍司令官カネー提督に面會して遺憾の意を表し其の了承を得た
 り。

予が良民を保護し外國權益を尊重したるは既述の通りなるが上海、南

京畿一帯終了せる後英國「リットル」提督及米提督「ヤーネリス」少將に面會し兩者の意思の疎通を計り又作戦間英、米國及其の官民に與へたる不幸なる事實に對し遺憾の意を表明し又佛國大使及佛國海軍長官に面會し佛國租界及南市の處理につき意見を交換し諒解する處ありたり。

然して南市の居留民保護に盡力せる牧師「ジャキノ」氏の行動に對しては厚く感謝の意を表すると共に金壹萬圓を慈善家の爲に寄附し以て戦果の悲惨なる結果の擴大の防止につとめたり。

十二、江南地方出征中の彼我犠牲者と之に對する供養

予が上海派遣軍若しくは中支那方面軍の司令官として上海及南京等に轉戦中戦病死せる日本將兵は二萬一千餘名にして傷病兵を合せて其の犠牲兵の數八萬餘名に登りたり。

予は支那僑證人の主張する如き多數の虐殺事件の存在を否認するものなれど當時支那軍民の犠牲者も相當多數に登りたるなるべく、其中には當時上海及支那軍隊中に流行せる虎列拉、霍乱、赤痢等に罹りたるもの少からざるべし、現に我軍將兵にして此種の傳染病に感染せるもの數百名に達し死亡兵も百名を超えたり。

想ふに日支兩民族は本來同胞として相提携すべきものなるに、徒らに

兄弟相闘ぎて莫大の生命を喪滅したるは千載の悲慘事にして痛惜の至りに堪へず。

予は遺骸の事變が兩民族親和の契機となり是等の犠牲者が興亜の礎石とならむことを望むや切なり。

依りて諸朝後熱海伊豆山の予の高居の傍に堂宇を建築し、兩國犠牲兵の英靈を合祀して其の冥福を祈り、且彼我の戦血に染みたる江南地方各戦場の土を採りて其の境内に慈眼視衆生の觀音菩薩像を建立し此の功德を以て永く、平等に回向し諸人と俱に彼の觀音力を念じ東亞の光明を仰ぎやがて世界の平和を招來せんことを朝夕祈願し居りたる次第なり。

Def. Doc 2758

昭和二十二年（一九四七年）十月十四日 於東京都

供述者 松井石根

本立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於 東京

立會人 伊藤 清（印）

Def. DeU#2733

置
書
書

良心ニ從ヒ眞實ヲ進ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

署名捺印
松
井
石
根
(印)